

副 本

平成 16 年（行ウ）第 14 号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外 20 名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

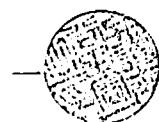
第 6 準備書面

平成 18 年 10 月 17 日

宇都宮地方裁判所第 1 民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

谷 田 容



同

白 井 裕



同

船 田 錄



同

平 野 浩



被告訴訟代理人

手 塚 和



同

小 野 崎



同

吉 江 昌



同

岡 本 和

則



同

田 辺 悅

夫



同

鈴 木

充



同

村 上 昭

男



同

毛 部 川 直

文



同

都 丸 浩

之



### 第1 原告ら準備書面8（平成18年7月27日付け）について

1 原告らは、ダムの安全性に関し「八ッ場ダム建設事業は、河川砂防基準が求める安全性を満たしているとはいえず、これらの問題点を解消するためには、必要且つ十分な調査をした上で適切な安全対策を講じる必要があり、そのためには、さらに巨額の費用が必要となることは確実である。」と主張する（原告準備書面8（74ページ））。

これについては、被告が再三にわたり主張してきたとおり、八ッ場ダム建設事業についての本件の論点は、同事業に対する栃木県の治水関係負担金支出が違法かどうかに尽きるものである。

2 そもそも、本件ダムの建設は、国土交通大臣が、本件ダムを建設することにより、利根川水系全体の洪水被害の軽減及び首都圏の各自治体にとっての新たな水資源確保に資すると判断し実施しているものである。栃木県は、本件ダムが洪水被害の軽減に寄与するものとして計画され、これにより本県が著しく利

益を受けると国が判断したため、河川法に基づき、ダム建設に要する費用の一部を負担しているのであって、原告らが八ッ場ダムの安全性の問題として縷々主張する事柄は、国の専権に属する八ッ場ダム建設事業の是非に関する議論であり、地方公共団体における財務会計の違法の是正を目的とする住民訴訟における請求原因とはなり得ないものである。

よって、八ッ場ダムの堤体の安全性に関する原告らの主張に対しては、被告の知りうる範囲において反論を行うにとどめることとする。

3 原告らは、国土交通省に対し行った情報公開請求により入手した平成14年度及び平成15年度の地質調査報告書に関し、独自に分析を加え、ダムの安全性を問題視し、いくつかの主張を展開しているものと推察される。

その一つがダムのせん断強度に係る問題である。つまり、基礎岩盤のブロック化や高透水帯の形成、断層の存在などから、堤体建設予定の基礎岩盤のせん断強度が大幅に低下しているとし、ダム堤体を基礎地盤に直接取り付けることは困難であると主張している（原告準備書面8（61ページ～63ページ））。

しかしながら、基礎地盤のせん断強度については、国土交通省がダム技術の専門家を委員として平成16年度に設立した「八ッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会」が平成18年9月28日に行った記者発表では、原告らの主張とは反対に、基礎岩盤のせん断試験、横坑調査等の結果、当初の見込みより基礎岩盤の強度が高いことが判明し、ダム基礎地盤の位置を標高で15メートル上げることが可能と確認された、と公表している（乙66の2の1～2ページ）。

このように、八ッ場ダム堤体の建設位置や構造を決定するに当たっては、国土交通省は河川砂防技術基準等に基づき詳細な地質調査を行い、また、ダム技術専門家等の意見を踏まえた上で適切に判断しているものであり、地質調査報告書に記載された課題の一部をとらえ、これに地質に関する一般論を当てはめて、当該地がダム建設に不適であるなどということはできないのである。

4 また、原告らは、ダム堤体左右両岸の透水性の問題を指摘し、これらの問題点を解消するためには、必要且つ十分な調査をした上で適切な安全対策を講じなければならず、さらに巨額の費用が必要となることは確実である、と主張している（原告準備書面8（62ページ～63ページ））。

これについては、平成15年11月20日に国土交通省関東地方整備局が八ッ場ダム基本計画の変更案について記者発表した資料によれば、「地質の精査に伴い高透水ゾーンを確認したことにより、当初想定していたグラウト（基礎処理工）の施工範囲、改良方法を変更し、グラウト数量が増加した。」としており、やはり国土交通省は詳細な地質調査結果に基づき堤体の建設位置や施工方法を決定し、現行の基本計画においてその費用を計上しているところであり、原告らの主張は事実に反するものである（乙67の2の2ページ）。

5 さらに、八ッ場ダムダムサイトは基礎地盤として不適な陸成層であるとか、断層存在の可能性に関する指摘についても、事業主体である国土交通省が、ダム設計に当たって、河川砂防技術基準等に基づき八ッ場ダム本体基礎の詳細な地質調査を実施し、ダム本体の地質断面形状・強度試験等の現地調査結果に基づいて設計しているのであり、「陸成の安山岩ゆえにもろい」という一般論だけでダム建設に不適と判断されるものではなく、断層についても同様に、詳細な現地調査に基づき設計が進められているのであって、ダム建設不適の判断材料にはならないものである。